

証 明 書

所 在 地 愛知県一宮市木曾川町玉ノ井字柳原280

商号又は名称 三和興産(株)

代 表 者 名 代表取締役 田中 一秀

許 可 番 号 (特一 1)第 23726 号

上記の者は平成18年7月31日付けで一宮市長との間で締結した災害時における応急対策業務に関する応急対策の協力に関する災害協定に基づいて災害応急活動等に従事する者であることを証明する。

令和2年10月31日(決算日)

一宮土木協同組合

代表理事 花木 達美



災害時における応急対策の協力に関する協定（土木）

一宮市（以下「甲」という。）と一宮土木協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他の自然災害により、甲の管理する道路、河川等の施設（以下「道路施設等」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するための応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、一宮市災害対策本部が設置され、かつ、市の大部分に大規模な損害が認められる場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策は、次のとおりとする。

（1）甲が管理する道路施設等の機能の確保等、緊急を要する道路施設等の応急復旧作業

（2）緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

（3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、自ら他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するとともに、乙の会員に対しても応急対策に万全を期するよう要請するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、災害時に協力できる建設資機材等を把握し、あらかじめ書面で甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 乙は、災害時に協力できるよう常に建設資機材等の整備に努めるものとする。

（要請の方法）

第6条 甲は、第4条第1項の規定に基づき乙に対しその協力を要請するときは、応急対策の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第7条 乙は、甲から要請された応急対策を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告

し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応急対策に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳

(2) 応急対策の内容、期間及び場所

(3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙及びその会員が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後の期間満了時においても、同様とする。

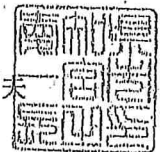
この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年7月31日

甲 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市長 谷



乙 一宮市大和町苅安賀字花井町裏2860番地2

一宮土木協同組合

理事長 市岡 重利

